

MC テックニュース No.03 2015年3月



1. マイナンバー制度への準備

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、正式には「社会保障・税番号制度」といい、国民には個人番号(マイナンバー)を、法人には法人番号という固有番号を付与する制度です。個人番号(マイナンバー)は住民票を持つ全ての人(外国人を含む)に一つの番号を付けて、

複数の機関に存在する同一個人の情報をつなげ効率的に情報を管理するための番号です。今年10月より一人一人に市区町村から「通知カード」が送られ、翌年の2016年1月から利用開始となります。市区町村に申請すると希望者にはICチップを埋め込んだ顔写真付きの個人カードが配付されます。給付の申請や確定申告の際、業務窓口にカードを提示することで他の行政機関であらかじめ住民票や証明書を取得しておくという面倒はなくなります。

▼マイナンバー制度の概要

	個人番号 (マイナンバー)	法人番号
対象	住民基本台帳に登録されている国民 一定の外国人 (中長期在留者、特別永住者 等)	国の機関 地方公共団体 設立登記をした法人 等
付番者・通知者	市区町村長	国税庁長官
通知方法・通知時期	付番対象者全員にマイナンバー記載の通知カードを配付 (2015年10月)	書面にて通知 (2015年10月)
桁数	数字12桁	数字13桁

法人に必要な対応

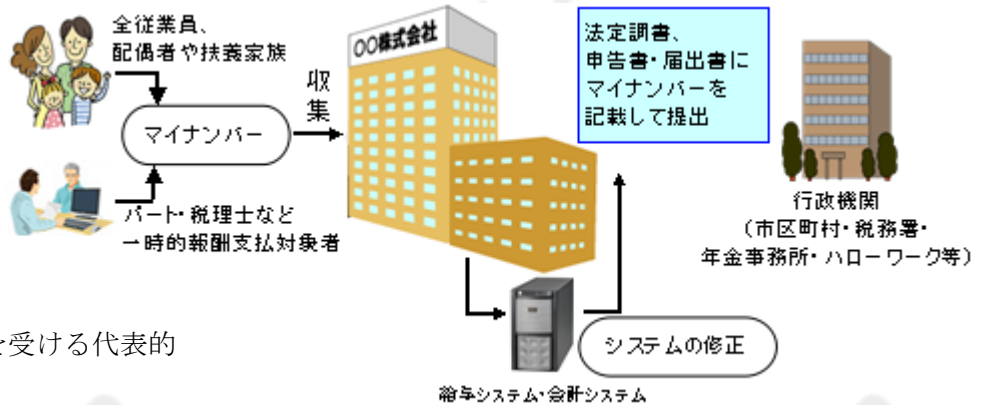
マイナンバーは、社会保障の分野(年金、雇用保険、医療保険、福祉・介護その他)や税の分野(国税、地方税)や災害対策分野において迅速な情報の利用や授受を実現する仕組みです。

よって、民間企業の最も影響を受ける代表的な業務が「人事・給与」です。

税務署や市区町村、年金事務所といった関係機関に提出する法定調書や各種届などにマイナンバーの新たな追加が必要になります。また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険における被保険者資格の取得・喪失などの届出にもマイナンバーを記載することになります。

その他には、外部の専門家(顧問弁護士、会計士、社労士など)に支払う報酬もマイナンバーの対象業務ですから、外部の専門家の方からもマイナンバーを取得する必要があります。

▼マイナンバー制度における法人での必要業務



▼マイナンバー制度におけるタイムスケジュール

	2015年		2016年	
		10月	1月	
制度		マイナンバー通知 法人番号通知	マイナンバー・法人番号の利用開始	
対応	検討	人事給与システムの修正	マイナンバー(個人番号)の収集	マイナンバー・法人番号を記載して提出

システムの修正

人事給与システムや会計システムから出力する帳票類にマイナンバーを記載するためには、現在使用しているシステムの修正が必要です。

マイナンバーの記載が必要な帳票をピックアップして、マイナンバーや法人番号の項目の追加、帳票のフォーマット変更、画面変更などの作業を、システムベンダー等へ依頼しておかなければいけません。

▼マイナンバーの掲載が必要な帳票（給与業務関連）

分野	主な帳票
国税	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
地方税	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格届 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届出書

▼人事給与システムへの影響例（源泉徴収票の変更）

The image shows two versions of a tax form (源泉徴収票). The left version is labeled '(A6サイズ)' and the right version is labeled '(A5サイズ)'. A blue arrow points from the A6 version to the A5 version. In the A5 version, red dashed boxes highlight new fields: '従業員本人と扶養家族のマイナンバー' (Employee and family My Number) and '法人番号' (Corporate Number). The A5 version also includes a '個人番号' (Personal Number) field at the bottom right.

◆◆「マイナンバーのメリットは？」

マイナンバーはこれまでのところ、公的機関にメリットをもたらすだけのもののようです。1つは、税負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止する目的があります。2つめには、行政機関や地方公共団体で、個人情報の確認、照合に使っている時間や労力を減らし情報の連携によって作業の重複がなくするという公的機関の事務効率アップが目的です。その結果、私たちのメリットとして、引っ越し時や確定申告時など、これまで住民票や各種証明書の添付書類が必要だった申請や届け出に添付書類が不要になり、手続きが軽減されます。

さらに将来、公的機関のオンライン化が進めば、役所に足を運ぶ必要もなくなるかもしれません。

今はまだ民間企業のマイナンバー利用は認められていませんが、認められるようになると銀行口座の開設や携帯電話の申し込みなど本人確認が必要な取引において、手続きが軽減されると期待されています。

2. 「Windows Server2003 サポート終了後のセキュリティ対策」

サポートの終了

マイクロソフト社のウィンドウズサーバー2003のサポート期間が2015年7月15日で終了します。

セキュリティ対策の観点から新しいOSに切り替えることを推奨していますが、移行が間に合わない

	2015年	2016	2017	2018	2019
マイクロソフト Windows Server2003	サポート期間 2015/7/15まで				
トレンドマイクロ Deep Securityによる 脆弱性対策	仮想パッチ対応 少なくとも 2017/12/31迄				
トレンドマイクロ Safe Lockによる 脆弱性対策	Safe Lockのサポート期間 少なくとも 2019/1/31迄				

場合に、移行するまでの間、暫定的でもセキュリティ対策を取る必要があります。

仮想パッチで脆弱性を保護する

「仮想パッチ」とは、マイクロソフト社から提供されていたセキュリティのための更新プログラムが提供されなくなるため、セキュリティソフト会社が用意した脆弱性をブロックするプログラムのことです。「正規パッチ」に対して「仮想パッチ」と呼ばれています。

正規パッチが提供されている間は、傷口という脆弱性が見つかって直ぐにふさがるので、ウィルスは侵入できません。しかし、サポート終了後は新たな傷口が治療できませんので、絆創膏の役目を果たす仮想パッチが、

ウィルスの侵入を防ぐのです。

仮想パッチによる脆弱性対策はマイクロソフトのOSのサポート期間に依存しません。例えばトレンドマイクロのDeep Securityという商品は、ウィンドウズサーバー2003上での動作を2017年12月31日までサポートしています。

システムを特定用途化(ロックダウン)

「ロックダウン」とは、予め許可リストに登録したアプリケーションしか実行を許可しない仕組みです。もしも、ウィルスソフトが侵入して活動を

始めようとしても、許可リストに登録されていないために起動することができません。

リスクが低くなるだけ

しかし、あくまでも「仮想パッチ」や「ロックダウン」はセキュリティリスクを低減しているにすぎない暫定的な対策です。また、サーバーは長く使用すればするほど故障率は高くなりますから、データの安全のためにも、サポートの期間中にサーバーを最新OSに移行することをお勧めします。

◆◆◆ 「Windows Server2012 で仮想化を実現！」 ◆◆◆

最新OS ウィンドウズサーバー2012は、標準で搭載されている仮想化ソフト「Hyper-V」の機能を強化しています。(バージョン2.0→3.0) マイクロソフト社も、仮想化ソフトのためにわざわざお金を出すものではないとHyper-Vを推奨しており、その結果初めて、仮想化ソフトの分野でHyper-VはVMwareのシェアを抜きました。(2012年第4四半期)

ウィンドウズサーバー2003の切り替えに、仮想化も考慮に入れてみてはいかがでしょうか。

附 ; 「ソフトウェア導入に出る補助金」

ものづくり補助金

安倍政権下で、平成24年度補正予算から始まった中小企業に対する補助金や助成金のなかで、「ものづくり補助金」と呼ばれているものがあります。毎年名称を変えていますが「ものづくり」の製造業の競争力強化を支援し経済の活性化の実現をめざすという主旨は変わりません。(平成26年度は「ものづくり・商業・サービス革新補助金」が正式名称)

この補助金は、「中小ものづくり高度化法」に基づく事業が対象で、試作品の開発や生産プロセスの革新等を目的とする設備投資等に対する補助金です。この「生産プロセスの革新等」という箇所に、生産管理システムなどのソフトウェアが該当します。

申請と採択

都道府県の中小企業団体中央会の公募に対し、支援を受けたい企業が申請を行い、採択後に補助金を受け取ることができます。

過去の採択率は、平成24年度の申請23,971件に対して採択10,516件の約43%、平成25年度は36,917件に対し14,431件の約39%です。

今年度の1次公募は既に始まって

おり、予算額は1,020億円なので1万件前後ではないかと予想されています。

製造業のみなさま ものづくり補助金

(ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金)

お客さまニーズに対応した試作品の開発・設備投資に使えます。

「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であり、競争力強化を行う事業に対する補助です。

最大で、1,500万円の事業に1,000万円の補助(補助率:2/3)が出ます。

対象経費→原材料費、機械設置費、試作品の開発に係る経費(人件費を含む)等に使えます。数百万円単位の小口の補助も可能です。

「認定支援機関」が、事業計画づくりをサポートします。

認定支援機関に事業計画の实效性等が確認されている必要があります。詳しくは、地域事務局まで、お問い合わせ下さい。

▼ 以下のような、積極的な取り組みに使える補助金です ▼

① 試作品の開発 ニッチ分野特化型 例)他社が買わない、または市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、自分たちの高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、試作開発を行います。	② 試作開発+テスト販売 サービス特化型 例)単に受注した製品を作るだけでなく、顧客の製品イメージをもとに、長年培った知恵と経験を活用し、よりよい製品を作るための試作開発を行い、積極的に提案したい。	③ 設備投資 小口化・短納期特化型 例)「特急で対応してほしい」といったニーズに応えるため、バーコードによる工程・在庫管理システムを導入し、製品管理の効率化と納期短縮化を実現したい。
--	--	--

※ ワンストップ特化型、生産プロセス強化型 もあります。

ちいさな企業の声! 販路開拓者さん
私の会社が世界中の工場で生産されている部品のマスターゲージ製作を任されるようになったのは、急な依頼への対応力への特長を身につけたこと、若い社員の高意気な姿勢を形にできたから。(ダイマ精工株式会社 代表取締役社長)

▼ 「ものづくり補助金」の概要

	平成26年度補正 「ものづくり商業・サービス革新補助金」
対象	日本国内に本社及び開発拠点を持つ中小企業者
対象要件	①「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品開発や生産プロセスの革新であること。 ②どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実行性について認定支援機関に確認されていること
補助上限額	1,000万円(費用の2/3を補助)
申請期間	1次公募:平成27年2月13日~平成27年5月8日
申請先	各都道府県中央会

生産管理システムの導入費用

「生産プロセスの革新」を目的とするソフトウェアとはどういったものかといえば、製品管理の効率化と短納期化実現のためのバーコードによる工程管理システムの導入、あるいは注文

の小口化・短納期に対応するために、生産計画の自動作成や工程進捗管理などの生産管理システムの導入などが該当します。導入に関わる費用すべてが補助金の対象になります。

「圧縮記帳と税の繰り延べ」

補助金を利用して固定資産等を購入した場合、補助金をそのまま計上すると益金として課税されてしまいます。よって、購入金額から補助金の額を差し引いた金額を購入価格とする税法上の処理の事を「圧縮記帳」と言います。圧縮記帳を行った場合には同額が損金に算入されます。圧縮記帳には、直接減額方式と積立金方式があります。

直接減額方式では、固定資産の価額から補助金分を減額して、減額後の簿価を基礎として減価償却を行うため、1,500万円の機械を購入し補助金1,000万円の場合、帳簿価額は500万円となり、実態との乖離が大きくなってしまいます。この問題を解決するために積立金方式が用いられます。積立金方式では圧縮損の影響を受けず取得価額に基づいて減価償却の簿価が決まります。

しかし、下の例でもわかるように圧縮記帳を行っても決して非課税になるわけではありません。5年間を通じて税額は同額となります。

(「課税の繰り延べ」)

● 補助金と圧縮記帳の例

【設例】 ▶▶▶			
国庫補助金の交付	10,000千円		
固定資産の取得価額	15,000千円	耐用年数 5年	
		定額法(償却率0.200)	
毎年の経常利益	100,000千円	法人税率	40%

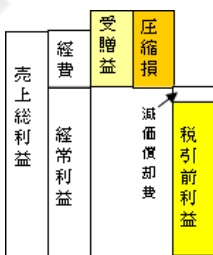
● 圧縮記帳を適用しなかった場合(単位:千円)



初年度は、利益に補助金
が加わった金額から減価
償却費を引いた分が課税
所得となり、初年度は税額
が多くなります。

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	計
経常利益	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
補助金受贈益	10,000	0	0	0	0	10,000
減価償却費	△3,000	△3,000	△3,000	△3,000	△3,000	△15,000
税引前利益	107,000	97,000	97,000	97,000	97,000	495,000
税額	42,800	38,800	38,800	38,800	38,800	198,000

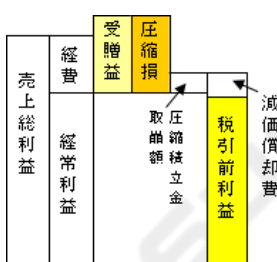
● 圧縮記帳(直接減額方式)の場合(単位:千円)



取得価額から補助金が
引いた金額が減価償却
の簿価となるので、毎年
の減価償却費が少なく
なります。

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	計
経常利益	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
減価償却費	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△5,000
税引前利益	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000	495,000
税額	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	198,000

● 圧縮記帳(積立金方式)の場合(単位:千円)



補助金を積立金として
計上し、毎年減価償却
費と同様に、積立金を
取崩していく方式です。
経理処理が複雑になり
ます。

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	計
経常利益	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
積立金取崩額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
減価償却費	△3,000	△3,000	△3,000	△3,000	△3,000	△15,000
税引前利益	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000	495,000
税額	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600	198,000

システム設計から情報分析まで

MC System
エムシーシステム株式会社

URL <http://www.mcsystem.co.jp>

〒450-0002

名古屋市中村区名駅五丁目30番4号 名駅KDビル8F

TEL(052)571-7011 FAX(052)571-7013